

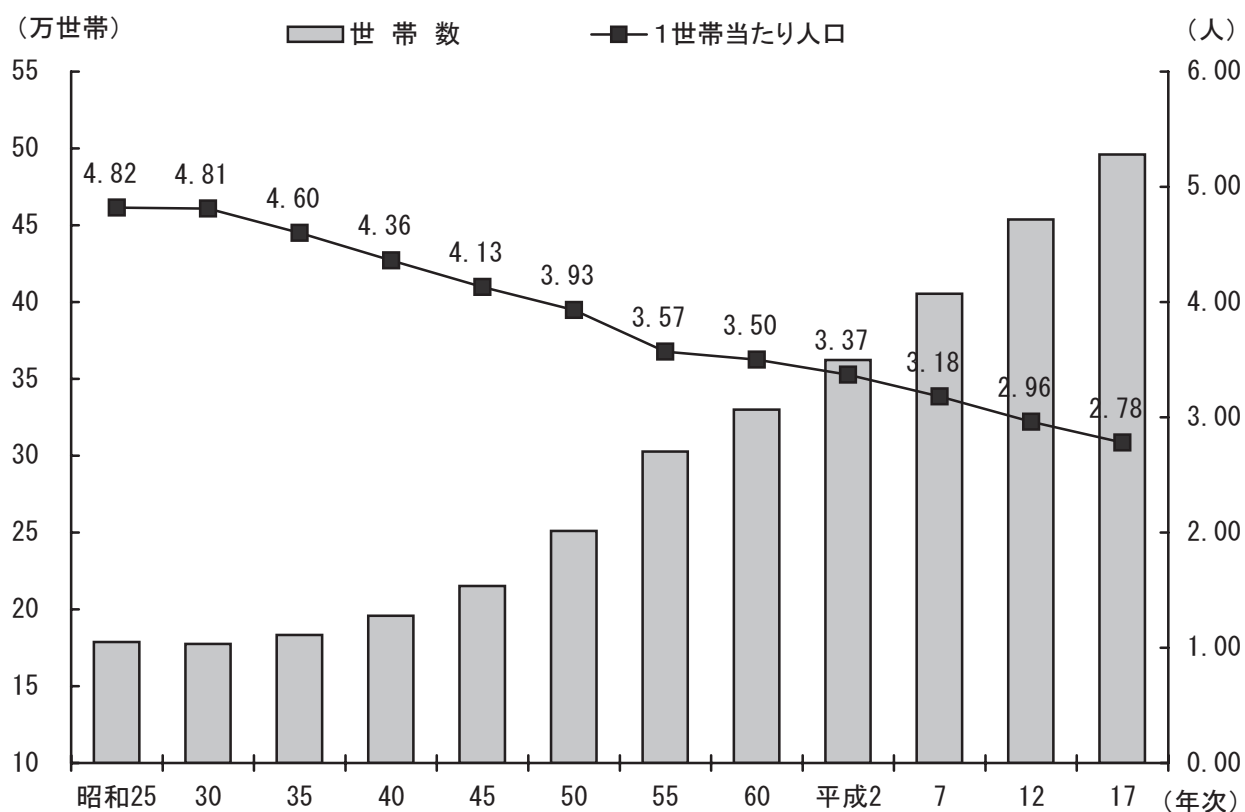
## 第2章 家 庭

### 第1節 世 帯

#### 1. 世 帯

平成17年（2005年）10月1日現在の本県の推計世帯数は495,960世帯で、1世帯当たりの人口は2.78人となっています。昭和30年代以降、世帯数は一貫して増加しているのに対し、1世帯当たりの人口は減少し続けており、核家族化などにより世帯規模の縮小傾向が続いています。

第2-1-1図 世帯数および1世帯当たり人口の推移



(注) 昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年の世帯数については県推計による。

(資料) 総務省統計局「国勢調査報告」、県統計課「滋賀県推計人口年報」より

## 2. 家族類型

平成17年の本県の一般世帯を家族類型別にみると、「親族世帯」が359,612世帯で一般世帯総数の75.3%を占め、「単独世帯」が116,197世帯(24.3%)、「非親族世帯」1,836世帯(0.4%)となっています。また、「親族世帯」のうち「核家族世帯」は、278,067世帯で一般世帯総数の58.2%を占め、「その他の親族世帯」は81,545世帯(17.1%)となっています。全国と比べると、「非親族及び単独世帯」の割合が低く、「親族世帯」の割合が高くなっています。「親族世帯」のうち平成12年から5年間に「核家族世帯」は278,067世帯となり、構成比にして0.7ポイント増加しました。そのうち、「夫婦のみの世帯」と「親1人と子供からなる世帯」は構成比にしてそれぞれ1.4ポイント、0.8ポイント増加していますが、「夫婦と子供からなる世帯」は構成比にして1.4ポイント減少しています。

第2-1-1表 一般世帯の家族類型別世帯数

各年10月1日現在(単位:世帯、%)

区分	総数	親族世帯	核家族世帯			その他の親族世帯	非親族及び単独世帯			
			夫婦のみ	夫婦と子供	親1人と子供					
世帯数	滋賀県	平成2年	350,673	292,084	199,930	44,191	136,578	19,161	92,154	58,589
		7	394,271	316,484	224,498	57,997	143,598	22,903	91,986	77,787
		12	439,370	340,569	252,619	73,524	151,325	27,770	87,950	98,801
		17	477,645	359,612	278,067	86,692	157,529	33,846	81,545	118,033
	全国	平成2年	40,670,475	31,203,904	24,218,079	6,293,858	15,171,520	2,752,701	6,985,825	9,466,571
		7	43,899,923	32,532,560	25,759,709	7,619,082	15,032,192	3,108,435	6,772,851	11,367,363
		12	46,782,383	33,679,286	27,332,035	8,835,119	14,919,185	3,577,731	6,347,251	13,103,097
		17	49,062,530	34,337,386	28,393,707	9,636,533	14,645,655	4,111,519	5,943,679	14,725,144
構成比	滋賀県	平成2年	100.0	83.3	57.0	12.6	38.9	5.5	26.3	16.7
		7	100.0	80.3	56.9	14.7	36.4	5.8	23.3	19.7
		12	100.0	77.5	57.5	16.7	34.4	6.3	20.0	22.5
		17	100.0	75.3	58.2	18.1	33.0	7.1	17.1	24.7
	全国	平成2年	100.0	76.7	59.5	15.5	37.3	6.8	17.2	23.3
		7	100.0	74.1	58.7	17.4	34.2	7.1	15.4	25.9
		12	100.0	72.0	58.4	18.9	31.9	7.6	13.6	28.0
		17	100.0	70.0	57.9	19.6	29.9	8.4	12.1	30.0

(資料) 総務省統計局「国勢調査」より

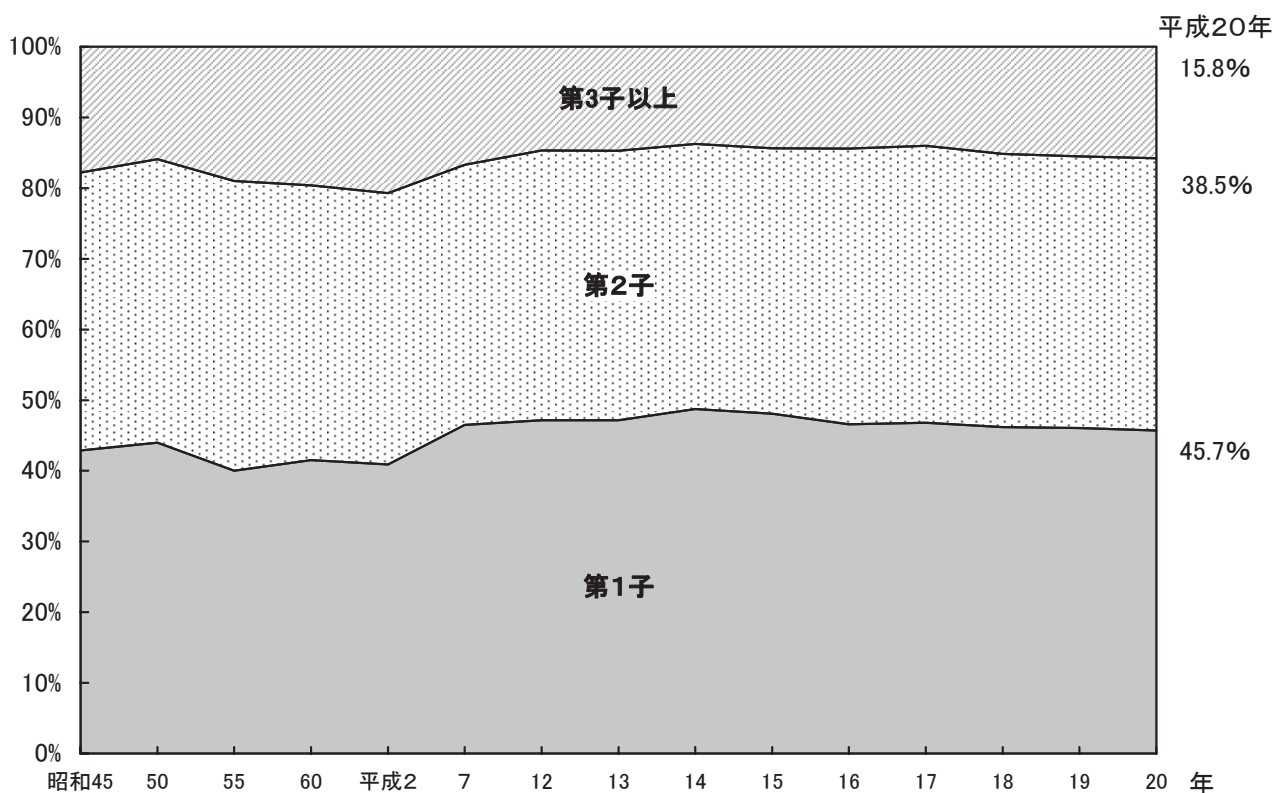
## 第2節 きょうだい（衛生科学センター）

本県の出生者を「第1子」「第2子」「第3子以上」の区分で、その出生数の構成割合をみると、第1子は、昭和45年以降は常に40%以上を占めています。

また、第2子は昭和55年には41%ありましたが以後減少し、平成になってからは、37～38%となっています。平成20年は38.5%です。

第3子以上にあつては、平成2年を除き20%を超えることはなく、平成12年以降は15%を切っていました。平成18年から微増し、20年には15.8%となりました。しかし、少子化の傾向は変わっていません。

第2-2-1図 出生順位別出生数の構成割合の推移（平成19年）



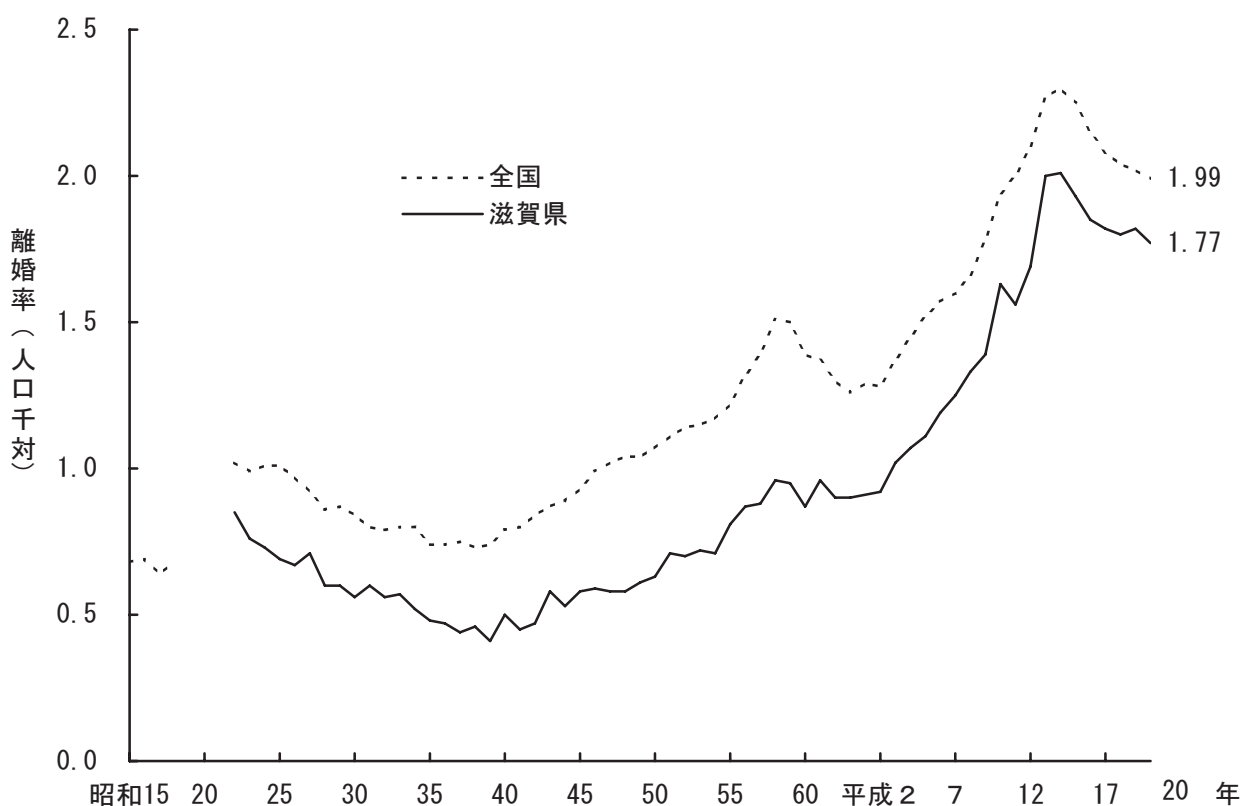
（資料）「平成20年人口動態統計」厚生労働省大臣官房統計情報部より

### 第3節 離婚（衛生科学センター）

本県の離婚率（人口千対）は、昭和25年まで高い率を示していましたが、その後30年代後半までは減少傾向を示していました。40年代になりやや上昇傾向を示し、55年頃からは急激に増加し、平成3年にはついに1.00を超え、13年に2.00を超えました。しかし14年をピークに減少傾向で、20年には2,427件、率で1.77となっています。これは3時間37分ごとに1組が離婚していることとなります。

なお、全国における離婚の際に子どもを引き取っている割合は、母親が82.1%、父親が14.3%、父母がそれぞれ分け合っている場合が3.6%となっています。

第2-3-1図 離婚率（人口千対）の年次推移



(資料)「平成20年 人口動態統計」厚生労働省大臣官房統計情報部より

## 第4節 就学前児童の保育状況（子ども・青少年局）

近年、児童をめぐる環境は大きく変化しており、中でも核家族化が進行し、夫婦がともに就労する家庭が増加することに伴い、保育に欠ける児童としての保育所入所児童数も増加傾向にあります。

また、施設の新設等により保育所定員は年々増加しておりますが、新たに保育所を利用したいという需要も増加しているため、平成21年4月1日現在の滋賀県の待機児童（※）数は411人となっております。

なお、就学前の子どもの教育・保育ニーズに総合的に対応するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が平成18年10月1日に施行され、「認定こども園」制度が始まりました。

認定こども園は、幼稚園、保育所等のうち、①両親が共働きかどうかにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもを対象として、教育と保育の両方を一体的に提供し、②地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供などの支援を行う、という2つの機能を備える施設について県が認定するもので、平成21年4月1日現在、県内では7箇所（幼保連携型5箇所、保育所型2箇所）が認定されています。

第2-4-1表 保育所入所児童数の推移

年度	保育所数（箇所数）		保育所定員（人）	入所児童数（人）					就学前児童数（人）
	公立	私立		0歳	1・2歳	3歳	4歳以上	合計	
昭和60	158	80	22,600	177	2,341	4,319	11,704	18,541	95,741
平成2	156	79	22,115	238	2,485	4,474	11,132	18,329	90,246
7	153	82	21,600	323	2,976	4,529	10,258	18,086	83,845
12	143	86	21,875	445	4,498	5,020	10,799	20,762	85,173
13	142	91	22,465	484	4,835	5,155	11,077	21,551	85,921
14	138	95	22,683	548	5,196	5,264	11,299	22,307	85,455
15	134	97	23,098	559	5,528	5,296	11,438	22,821	85,964
16	134	103	23,903	583	6,055	5,280	11,829	23,747	86,099
17	133	103	24,213	584	6,166	5,508	11,880	24,138	85,848
18	131	109	24,588	547	6,211	5,506	12,067	24,331	84,045
19	129	113	24,998	639	6,385	5,346	12,110	24,480	83,337
20	127	118	25,242	637	6,739	5,364	11,944	24,684	83,198
21	124	123	25,622	700	7,118	5,171	11,731	24,720	83,034

（備考）毎年4月1日現在（就学前児童数は前年度10月1日現在）

（資料）県子ども・青少年局

第2-4-2表 待機児童数の推移

単位（人）

平成12年	13	14	15	16	17	18	19	20	21
204	213	119	222	188	242	297	241	262	411

（備考）毎年4月1日現在

（資料）県子ども・青少年局

（※）待機児童とは、保育所入所申込書が市区町村に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない児童をいう。

平成14年以降は、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由で待機している児童や、地方単独保育事業を利用しながら待機している児童は待機児童数には含めていない。

## 第5節 相談機関における相談状況

### 1. 子ども家庭相談センター（児童相談所）（子ども・青少年局）

子ども家庭相談センター（児童相談所）は児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、滋賀県では中央子ども家庭相談センターおよび彦根子ども家庭相談センターの2か所が設置されており、児童福祉司や児童心理司、一時保護に主として携わる児童指導員等の専門職員を配置しています。

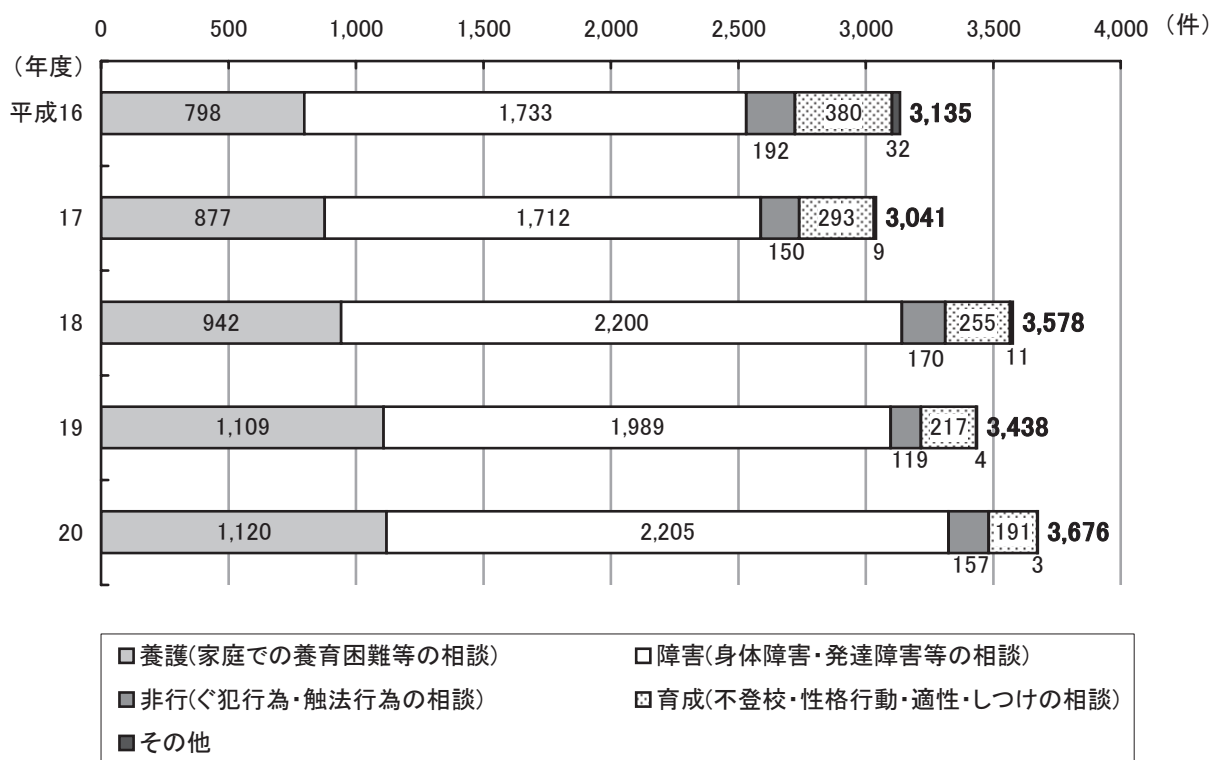
主な業務は、①市町の児童家庭相談への対応について市町相互間の連絡調整、市町に対する情報提供、その他必要な援助を行う機能②子どもの虐待をはじめ専門的な技術支援および指導を必要とする、家庭その他からの相談に応じること、③虐待を受けている子どもに対しての安全確認を行い、必要に応じて保護を行うこと、④子どもおよびその家庭について必要な調査を行い、社会的、心理学的、医学的、行動学的診断等を基に総合的な判定をし、個々の子どもに対して一時保護や継続的なカウンセリングまたは施設入所、里親委託等を行うことなどです。

子ども家庭相談センターの相談には、児童虐待等の家庭養育が困難など養護に関する相談や子育てに関する相談、非行に関する相談や身体障害・発達障害に関する相談等があります。平成20年度における全相談件数は3,676件で、相談種別では「障害」に関する相談が2,205件で全体の60.0%と最も多く、次いで「養護」に関する相談が1,120件、全体の30.5%となっており、年々増加しています。このうち、児童虐待に関する相談件数が716件と平成19年度に次いで多い状況が続いています。

○子どもを守るほっとライン（中央子ども家庭相談センター内 24時間対応）

TEL・FAX 077-562-8996

第2-5-1図 子ども家庭相談センターの相談種別受付件数の推移



(資料) 県子ども・青少年局

## 2. 子ども・子育て応援センター（子ども・青少年局）

子ども・子育て応援センターは、平成18年6月に滋賀県子ども条例に基づいて設置され、電話相談（愛称：こころんだいやる）等により、相談員が子どもや親などから「子育て」や「不登校」「非行」などの相談に応じています。

平成20年度における相談件数は2,963件で、前年度（4,186件）に対し約30%の減となりました。なお、1日あたりの平均相談件数は8.3件となっています。

相談者別にみると、「本人」からの相談が1,494件あり、また「母親」からの相談は1,348件で、「本人」と「母親」をあわせると相談件数の95.9%を占めます。

相談内容で最も多いのは「性格・行動」に関する相談の1,521件で全体の51.3%を占め、次いで「親自身の問題」に関する相談が539件、全体の18.2%となっています。

○こころんだいやる（午前9時～午後9時、12/29～1/3除く）

TEL 077-524-2030 FAX 077-528-4855

第2-5-1表 相談状況の年度別推移

単位（件）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
電話相談	7,856	5,943	4,162	2,958
面接相談	135	27	10	2
その他（FAX等）	81	31	14	3
小計	8,072	6,001	4,186	2,963
無言・いたずら	1,114	669	736	864
合計	9,186	6,670	4,922	3,827

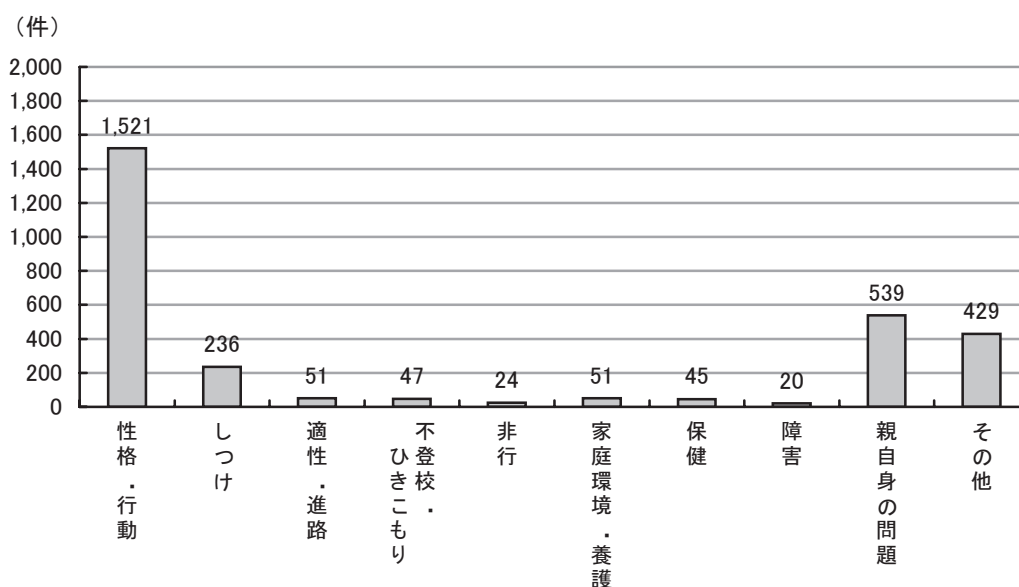
（資料）県子ども・青少年局

第2-5-2表 相談者の内訳

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
本人	4,789	59.3	3,528	58.8	1,805	43.1	1,494	50.4
母親	3,032	37.6	2,239	37.3	2,137	51.1	1,348	45.5
父親	79	1.0	68	1.1	75	1.8	54	1.8
祖父母・親戚等	65	0.8	42	0.7	45	1.1	23	0.8
その他	86	1.1	107	1.8	84	2.0	31	1.0
不明	21	0.3	17	0.3	40	1.0	13	0.4
計	8,072	100.0	6,001	100.0	4,186	100.0	2,963	100.0

（資料）県子ども・青少年局

第2-5-2図 内容別相談件数



(資料) 県子ども・青少年局

### 3. 市町（児童相談） (子ども・青少年局)

平成16年度の児童福祉法の改正により、平成17年4月から、市町も児童虐待など児童家庭相談を行っています。平成20年度における県内市町の児童相談件数は5,108件で、このうち児童虐待相談件数が2,307件と最も多くなっています。相談の経路では、学校等が1,374件、家族・親戚820件、保健センター755件の順になっています。

また、平成17年度中に児童虐待防止ネットワークが全ての市町に設置され、平成21年3月末現在、そのうち17市町で、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会に位置づけられています。要保護児童対策地域協議会は、構成機関に守秘義務が課されるため、情報共有がより密になること、調整機関が明確になり責任ある実施体制の構築が期待できることなどから、市町には、任意設置のネットワークからこの協議会への移行が求められると同時に、協議会へ移行された市町においても、機能強化を図ることが求められています。

第2-5-3表 市町全体の相談件数

	虐待相談	その他養護相談	障害相談	非行相談	育成相談等	計
17年度	1,473	677	405	45	825	3,425
18年度	1,553	985	487	45	877	3,947
19年度	1,928	971	452	33	1,097	4,481
20年度	2,307	1,428	435	63	875	5,108

(資料) 県子ども・青少年局



第2-5-4表 相談の経路状況

	家族・ 親 戚	隣人・ 知 人	児 童 本 人	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	医 療 機 関	児 童 福 祉 施 設 等	警 察 等	学 校 等	子 ども 家 庭 相 談 セ ン ター	そ の 他	計
17年度	729	109	26	273	78	456	37	357	16	878	210	256	3,425
18年度	797	169	19	400	104	554	51	333	18	951	244	307	3,947
19年度	710	156	35	482	130	683	49	401	22	1,205	330	278	4,481
20年度	820	199	22	396	121	755	62	484	40	1,374	397	437	5,107

(資料) 県子ども・青少年局

#### 4. 児童家庭支援センター (子ども・青少年局)

子育てや子どもに関する相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、子ども家庭相談センターや児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の子どもや家庭の福祉の向上を図ることを目的とするセンターで、本県では平成14年1月から児童養護施設小鳩の家に設置されています。

〇こばと子ども家庭支援センター

〒520-0027 大津市錦織1-14-25 TEL 077-522-2910

第2-5-5表 こばと子ども家庭支援センター相談状況 単位(件)

形態 年度	電話相談	来所相談	訪問相談	その他	計
平成16年度	54	562	2	0	618
平成17年度	54	596	2	0	652
平成18年度	41	622	4	0	667
平成19年度	43	507	7	0	557
平成20年度	65	532	12	0	609

(資料) 県子ども・青少年局

## 第6節 社会的ひきこもり（障害者自立支援課）

### 1. 社会的ひきこもりの定義

「社会的ひきこもり」とは、「単一の疾患や障害の概念ではないこと。ひきこもりは様々な要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学など自宅以外の生活の場が長期にわたって失われている状態」と平成15年7月「厚生労働省こころの健康科学研究地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究」で定義されており、病気でも障害でもなく、状態像としての「ひきこもり状態」を指しています。

（※）また、「ひきこもり」は社会的認知が高まってはいるものの、問題が表面化しにくく、実態把握も難しいため、詳細な調査にいたっていません。

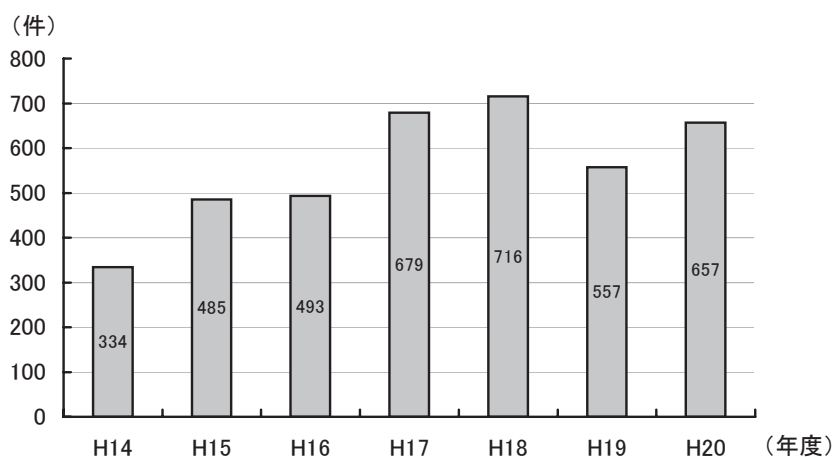
※伊藤順一郎：「10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン」地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究による

### 2. 精神保健福祉センター、保健所における相談状況

精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移を見ると、相談件数の合計は年度によるばらつきはあるものの、平成14年度より年々増加の傾向にあります。

また、平成18年度より県内保健所において、従来の保健師によるひきこもり相談に加え、専門医や心理職によるひきこもり専門相談窓口を開設しています。

第2-6-1図 精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移



（資料）障害者自立支援課

第2-6-1表 保健所におけるひきこもり相談件数の年次推移

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
精神保健福祉センター	電話	142	193	335	202	111	79	73	
	面接	192	292	158	477	605	478	584	
	計	334	485	493	679	716	557	657	
全保健所	保健師	面接	H18年度より各保健所においてひきこもり相談窓口を設置				220	166	169
		訪問					59	60	109
	専門医相談	27					57	66	
	心理相談	48					80	41	

（資料）障害者自立支援課